

# 平成29年度第1回説明会における質問と回答

※申込時の質問と当日説明会時の質問を統合したものです

項番	種別	質問事項	回答
1	参加に関して	2017年9月の文化庁事務連絡(意向調査)に関して。都道府県による域内市町村の意向取りまとめ以後に、自治体が参加の意向に変わった場合、当該自治体が直接、全国遺跡報告総覧プロジェクト事務局に申請するのでしょうか？	取りまとめ以後の個別の参加申し込みについては、参加申込書及び利用者ID申請書(Word/PDF)を、「全国遺跡報告総覧プロジェクト事務局」(〒690-8504 島根県松江市西川津町1060 島根大学附属図書館 企画・整備グループ)まで郵送ください。おって事務局よりご連絡差し上げます。また、意向取りまとめ中であっても、参加希望の機関が個別に申し込みした際は、IDとパスワードを先行して発行します。
2		アップロードできる書籍は発掘調査報告書限定でしょうか？ 例えば、下記の書籍は対象外でしょうか？ ・年報（埋蔵文化財情報なし） ・講演会記録集（発掘調査情報・遺跡情報の活用）	継続刊行される年報で、埋蔵文化財に関する情報が掲載されていない号であっても登録は可能です。また報告書以外に下記のような資料も登録可能です。 報告書・概報・要覧(発掘調査・遺跡整備・保存管理計画) 年報・紀要・研究論集・市史研究等・文化財だより 配布資料(現地説明会・展示解説・発表要旨)・講演会資料集・ガイドブック 展示図録 遺跡地図・分布地図 その他(古文書・景観・民俗等の関係資料・機関概要) ※文化財の種類は問いません。
3		遺跡だけでなく、建造物・美工・民俗・修理報告等も含めたデータベースに発展していく構想などはありますか？	文化財全体のデータベースを構想しています。現在におきましても、建造物・美工・民俗等の報告書も登録可能です。既に登録し活用している発行機関もあります。
4		登録の実務についてうかがいたい。	説明会矢田説明資料をご確認ください。 また過去シンポジウム資料をご参考ください。シンポジウムでは、過去の事例報告がありました。 中鉢賢治(静岡県埋蔵文化財センター)「公立調査機関における報告書デジタル化の取り組み」、宮崎敬士(熊本県教育庁 ※発表時は福島県教育庁に支援)「自治体における報告書デジタル化の取り組み」、古澤義久(長崎県埋蔵文化財センター)「長崎県における報告書のデジタル化と公開について」、木村淳一(青森市教育委員会)「青森市における報告書デジタル化と公開への取り組み」 <a href="http://sitereports.nabunken.go.jp/16218">http://sitereports.nabunken.go.jp/16218</a> <a href="http://sitereports.nabunken.go.jp/16222">http://sitereports.nabunken.go.jp/16222</a> <a href="http://sitereports.nabunken.go.jp/18936">http://sitereports.nabunken.go.jp/18936</a> <a href="http://sitereports.nabunken.go.jp/18937">http://sitereports.nabunken.go.jp/18937</a>
5		地方公共団体の埋文担当としては、報告書データベース作成に関して、どのようなことを行い、どのようなことに注意すべきなのかをお聞かせしたいです。	
6	登録方法等	趣旨の中にある低精度PDFとはどのような程度のものか？	参考例として、PDF内の写真を150dpi/jpeg圧縮となります。詳しくは全国遺跡報告総覧が推奨する出版時電子化仕様の公開用ファイルの仕様をご確認ください。ただしこの仕様を遵守しなければならないものではありません。
7		報告書データの圧縮について:埋蔵文化財センターの保存用PDFファイルの画像取込解像度を、線画600dpi、白黒写真400dpi、カラー写真400dpiと指定していますが、この仕様でPDF化しても100MBを下回る場合、マニュアル指定の圧縮処理は不要と考えてよろしいか。	1ファイル100MB以内であれば、各機関の判断に委ねています。
8		発掘調査報告書に本文と別に添付資料としてDVDメディア等を付録している場合のPDF化する、しない、PDF化の目安を示していただけませんか？	登録範囲や対象は、各機関の判断に委ねています。
9		将来的に登録の際に内容を1つずつ登録するのではなく、 ①CSV形式でテキストデータを流し込む。 ②抄録のフォーマットは『発掘調査のてびき』で決まっているので、登録用のPDFのうち該当頁を選択して自動入力されるようにする。 など段階を踏んで手間を省くべきかと思いがいかがでしょうか？	①につきましては、tsv形式で100件まで一括登録可能です。②の自動入力、省力化に向けた今後の参考とさせていただきます。
10		直接登録する際、よく使われている使用ソフトウェアについて。	OCR処理やPDF編集・ファイルサイズ圧縮処理にAcrobatがよく使われます。

11		報告書抄録のデータ化は従来都道府県内市町村の分も都道府県教委がとりまとめていましたが、今後はそれも発行者の直接登録になりますか。	今後は、発行機関が直接WEB入力する方式に移行する予定です。直接入力によって、データベースの即時反映が実現できます。移行時期は調整中です。
12		報告書データベースに参加した場合、毎度している報告書抄録の入力等はどうか？しなくてよいのか？別のものとして継続するのか？	
13		過去には複写用紙によって簡易報告書が作成されたものもあり、OCRによるテキスト化が極端に低いものがある。その場合テキスト化が不十分なPDFの公開でもよいか	OCRによるテキスト化が不十分であっても公開に問題ありません。まずは公開することが重要であると考えます。テキストの認識率は、今後の技術改善により解決できる部分があると考えます。総覧に登録済みでOCRが不十分のものは奈文研で適時的に順次再処理しております。ただし即時対応などを保証するものではありません。
14		調査組織の団体として登録する場合、団体所属の個々の組織・企業HP、ロゴを掲載することは可能でしょうか。	ロゴ、機関のURL、刊行物の有償頒布のページを登録可能です。
15	活用	公開PDFから検索を行ない、ヒットした報告書掲載の写真や実測図などを有効利用するためにどのような方法が考えられるか。例えば成果品の写真・図面記録類を、地域の研究や周辺の報告書作成の際に活用していく方策などはないか。	写真・図面記録類の活用は、印刷物の運用と同等と考えます。
16		遺跡報告総覧への参加を申し込みましたが、実際に報告書の掲載には至っておりません。小規模な市町村での参加や活用状況はどのようなものとなっているのでしょうか？現状と実務について説明いただき、活用できるようにしたいと考えています。	過去シンポジウム資料をご参考ください。 <a href="http://sitereports.nabunken.go.jp/16218">http://sitereports.nabunken.go.jp/16218</a> <a href="http://sitereports.nabunken.go.jp/16222">http://sitereports.nabunken.go.jp/16222</a> <a href="http://sitereports.nabunken.go.jp/18936">http://sitereports.nabunken.go.jp/18936</a> <a href="http://sitereports.nabunken.go.jp/18937">http://sitereports.nabunken.go.jp/18937</a>
17	その他	現状わかっているデメリットについても知りたいと思っています。	紙印刷物から電子化したPDFについては、OCRの誤読が発生する可能性があります。H28年度シンポジウム「全国遺跡報告総覧のメリットと公開までのハードル」資料をご参照ください。 <a href="http://sitereports.nabunken.go.jp/18936">http://sitereports.nabunken.go.jp/18936</a> <a href="http://sitereports.nabunken.go.jp/18937">http://sitereports.nabunken.go.jp/18937</a>
18		全国遺跡報告総覧での公開用PDFと高精度PDFの整理について。	『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について2』をご参照ください。
19		民間調査組織として対応できることについて確認したい。	報告書等の権利関係に問題がなければ、民間調査組織も総覧に登録できます。遺跡が所在する教育委員会にご確認ください。
20		登録・掲載した報告書の図面・写真データ等の著作権上の取り扱いについて	説明会矢田説明資料をご確認ください。
21		報告書を電子データで公開していくうえで、その報告書に関わる著作権の許諾についても確認したい。	
22	著作権	発行機関・調査機関が委託した写真や俯瞰写真等の著作権。	創作的な意図を含まず、客観的事実を切り取る目的であり、記録目的の写真であれば、著作権の行使は困難であると考えられます。
23		過去の報告書を電子化する場合、法人がないケース、外部執筆者が物故者である場合は公開できないか。	法人が解散したケースにおいても、業務・資産や権利を継承した機関があればそちらが権利を持つと考えられます。物故者や連絡がつかない場合など、いわゆる「孤児著作物」への対応は今後の課題としています。まずは、登録可能なものから登録していくのが全体の方針です。
24	問い合わせ先	現時点というよりは、今回の説明会に参加させていただいた後に出てくる疑問や質問(個人でなく組織として)に対して、この説明会以外で、相談させていただけるような場が今後あるのかどうか、できれば知りたいです。	事務局のrar@lib.shimane-u.ac.jp までメール願います。 また年一回程度、連絡会議を開催しており、参加することができます。
25		システム上のセキュリティや、登録時のトラブル生起の際、どこに相談したらいいのでしょうか？	